(3)　出資外国法人等が外国において実施される為替取引の制限等による航路等の変更により運賃等を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失

(4)　出資外国法人等が外国における戦争、革命又は内乱により政令で定める費用を新たに負担すべきこととなったことにより受ける損失

6　海外投資保険の保険金に係る規定の見直し

海外投資を行った者が株式等の元本等を外国政府等により奪われたこと等の事由により受けた損失に係る海外投資保険において日本貿易保険が塡補すべき額は、当該事由に係る元本等の保険契約で定める方法により算出した評価額の減少額から、当該事由の発生により取得した金額等を控除した残額に、一定割合を乗じて得た金額とすることとした。（第五三条第一項関係）

7　その他

(一)　履行遅滞に至る期間を保険契約で定める期間とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

(二)　この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第二条～第四条、第六条、第九条及び第一一条関係）

(三)　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第五条、第七条、第八条及び第一〇条関係）

8　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一〇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

内閣総理大臣　安倍　晋三

御　名　御　璽

平成二十六年四月十一日

貿易保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

法律第十九号

貿易保険法の一部を改正する法律

貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　普通輸出保険（第二十七条―第二十九条）」を「第二節　普通貿易保険（第二十七条―第三十三条）」に、「第三節　輸出代金保険（第三十条―第三十三条）」を「第三節　出資外国法人等貿易保険（第三十四条―第三十六条）」に、「第四節　為替変動保険（第三十四条―第三十六条）」を「第四節　貿易代金貸付保険（第三十七条―第三十九条）」に、「第五節　為替変動保険（第三十七条―第四十一条）」を「第五節　為替変動保険（第三十七条―第四十一条）」に改める。

第四十四条」に、「第六節」を「第七節」に、「第四十二条―第四十五条」を「第四十五条―第四十八条」に、「第七節」を「第八節」に、「第四十六条―第四十八条」を「第四十九条―第五十一条」に改め、「第八節　仲介貿易保険（第四十九条―第五十一条）」を削る。

第二条第十七項中「又は本邦人」を「若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人」に、「長期資金」を「資金」に、「長期貸付金」を「貸付金」に改め、「（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「貸付金債権等」を「海外事業資金貸付金債権等」に、「長期借入金」を「借入金」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、外国法人又は外国人が行うものにあつては、本邦法人又は本邦人が輸出する貨物を使用する事業その他の対外取引に係る事業のうち、対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業として経済産業省令で定める事業に必要なものに限る。

第二条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「又は本邦人」を「、本邦人又は出資外国法人等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十二項から第十五項までを削り、第十一項を第十六項とし、同条第十項中「輸入貨物」を「貨物」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第九項を第十四項とし、第五項から第八項までを削り、第四項を第八項とし、同項の次に次の五項を加える。

9　この法律において「出資外国法人等」とは、本邦法人又は本邦人の出資に係る外国法人又は外国人（本邦法人又は本邦人と役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国法人又は外国人を含む。）であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

10　この法律において「出資外国法人等販売契約」とは、出資外国法人等が、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を販売し、又は賃貸する契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。

11　この法律において「出資外国法人等仲介貿易契約」とは、出資外国法人等が一の国（出資外国法人等の本店又は主たる事務所が所在する外国を除く。）の地域において生産され、加工され、又は集荷される貨物を他の国（出資外国法人等の本店又は主たる事務所が所在する外国を除く。）の地域に販売し、又は賃貸する契約であつて、政令で定める事項についての定めがあるものをいう。